

SBC First Tax

エスビーシー・ファーストタックス

2016年(平成28年)

12月15日(木)

発行: 税理士法人 SBC パートナース
大阪市北区太融寺町3番24号
日本生命梅田第二ビル3階

自民・公明が29年度与党税制大綱決定 目玉は所得税の配偶者控除の見直し

自民・公明両党は12月8日、平成29年度の与党税制大綱を決定した。

主な内容としては、(1)所得税の配偶者控除の配偶者上限の引上げ、(2)所得拡大促進税制を見直し、高い賃上げを行う企業への支援の強化、(3)研究開発税制を見直し、控除割合を原則開発費の増加割合に応じる仕組みとする、などがある。政府は、月内に税制改正大綱を閣議決定して1月召集予定の通常国会に税制改正法案を提出し、今年度中の成立を目指す。

大綱の目玉である配偶者控除の見直しは、配偶者控除を満額受けられる配偶者の年収上限を現行の103万円から150万円に引き上げ、150万円を超えても201万円以下までは段階的に縮小しつつも控除が受けられる仕組みとする。ただし、世帯主(夫)の年収には制限を設け、1220万円を超えると控除が受けられない。財務省の試算では、約300万世帯が減税となる一方、約100万世帯が増税になる見通しという。

所得拡大促進税制は、一定の要件(給与総額を2012年度比で3%以上増加させ、給与総額と平均給与額が前期を上回る)を全て満たした場合に給与総額の増加分の10%を法人税額から控除できる制度だが、今回の改正で、新たに「前年度比2%以上の賃上げ」という要件を設定し、その際の控除率は現行より引き上げ、企業規模で控除率に差を設ける(中小企業は増加分の22%、大企業で12%)。

研究開発促進税制は、対象にビッグデータ、人工知能等を活用した「第4次産業革命型」のサービス開発のための試験研究に係る一定の費用を新たに追加する。

さらに、研究開発費の総額に対する減税(総額型)と開発費が過去3年の平均より増加した場合の減税(増加型)の2種類を増加型に一本化した上で、控除割合を6~14%(中小企業は12~17%)に見直す。

SBC Seminar

セミナー案内

「新春元氣が出るセミナー」 《大阪開催》

日時: 2017年2月2日(木)
13:30~16:30(受付12:30~)

講師:

第1部 税理士法人SBCパートナーズ
代表社員 柴田 昇

第2部 建築家 安藤忠雄氏

対象: 経営者・幹部役員・資産家

定員: 300名(事前申込制)

参加費: 一般 3,000円(税込)

弊社顧問先・サクセスクラブ会員様 2,000円
(税込)

※当セミナーは事前振込制です。ご入金を以てお申込完了とさせていただきます。また、当日キャンセルの場合、返金は致しかねますのでご了承ください。

会場: 毎日新聞ビル オーバルホール[地下1階]
〒530-0001 大阪市北区梅田3丁目4番5号

お問合せ: 税理士法人 SBC パートナース

Tel: 06-6315-1819

(担当: 國森・原)

Scope

その他の主な改正

その他の改正では、(1)最長20年、年間投資上限40万円の積立型NISAの創設、(2)タワーマンション節税の抑制、(3)ビール系飲料の税額は平成32年10月から平成38年10月にかけて3段階で統一、(4)エコカー減税は、燃費基準を段階的に引き上げ、減税対象を絞り込んだうえで延長、(5)タックスヘイブン対策税制は、20%未満の税率基準や出資比率50%超の基準を撤廃、などが盛り込まれています。

【注意】当記事に記載されている情報に万が一誤りがあった場合、または当記事を利用することにより生じた損失や損害などについては、いかなる場合も一切の責任を負いません。あらかじめご了承ください。